

令和8年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和8年3月10日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）
- 議案第1号 令和7年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認について
- 議案第2号 芸西村犯罪被害者等支援条例
- 議案第3号 芸西村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第4号 議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 芸西村火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 芸西村火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 芸西村地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 令和7年度芸西村一般会計補正予算（第6号）
- 議案第9号 令和7年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第10号 令和7年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第11号 令和7年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 令和8年度芸西村一般会計予算
- 議案第13号 令和8年度芸西村国民健康保険特別会計予算
- 議案第14号 令和8年度芸西村介護保険事業特別会計予算
- 議案第15号 令和8年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第16号 令和8年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算
- 議案第17号 令和8年度芸西村簡易水道事業会計予算
- 議案第18号 令和8年度芸西村下水道事業会計予算
- 日程第4 議案第1号 令和7年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認について

招 集 年 月 日 令和8年3月10日（火）

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀 川 友 久	○	2	坂 本 史	○	3	山 本 俊 二	○
4	濱 田 圭 介	○	5	安 岡 公 子	○	6	西 笛 千 代 子	○
7	岡 村 俊 彰	○				9	岡 村 星 弥	○
10	仙 頭 一 貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	松本 巧	副 村 長	都築 仁	教 育 長	山内 將利
監 査 委 員	竹崎 真知	総 務 課 長	長崎 寛司	会 計 管 理 者	高松 千恵
健康福祉課長	荒井 祐輔	産 業 振 興 課 長	吉永 卓史	土 木 環 境 課 長	山本 裕崇
企画振興課長	池田 加奈	教 育 次 長	佐藤 大輔	総 務 課 長 補 佐	手島 真由美
健康福祉課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	松井 久美	健康福祉課長補佐	小松 司沙
産業振興課長補佐	常光 紘正	土 木 環 境 課 長 補 佐	山崎 純裕	企 画 振 興 課 長 補 佐	岡村 公順
教育委員会課長補佐	岡村 まきみ				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和8年3月10日（火）

[9:00 開会]

《開会》

○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和8年第1回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《諸般の報告》

○ 仙頭 一貴 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。監査委員から令和7年度芸西村定期監査報告書並びに、11月、12月、1月の例月出納検査の結果報告が提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本定例会を通じて1番堀川友久君、2番坂本史君を指名します。

《日程第2》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。去る、3月2日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日3月10日から13日までの4日間とするものです。

まず、本日は村長提出の議案第1号から第18号を一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第1号の審議・採決を行っていただきます。

11日は議案精査のため休会とします。

12日は一般質問を行っていただきます。

そして13日は、議案第2号から第18号までの審議・採決、並びに、議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。

以上が、本定例会の会期日程でございます。本定例会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしく願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

以上で、議会運営委員長長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長長の報告のとおり、本日から3月13日までの4日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。従って、会期は本日から3月13日までの4日間に決定しました。

《施政方針の表明並びに提案理由の概略説明》

○ 仙頭 一貴 議長

村長より、施政方針の表明並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。
松本村長。

○ 松本 巧 村長

おはようございます。

本日、ここに議員の皆様のご出席を賜り、芸西村議会令和8年3月定例会が開催できることにつきまして深く感謝申し上げます。

提案に先立ちまして、事務事業の進捗状況と令和8年度の主要施策の概要並びに村政運営に臨む施政方針につきましてご報告をさせていただきます。

昨年は高規格道路の高知市直結、和食ダムの完成、琴ヶ浜がロケ地となった「あんぱん」の放送など、芸西村にとって大きな節目の年となりましたが、令和8年度も引き続き村民生活の向上と村の発展に向けた取り組みを進めてまいり所存であります。

来年度の新規の取り組みといたしまして、新たな村の情報発信と交流人口拡大に向けた拠点施設の整備を進めたいと考えており、旧JA長谷寄支所跡地と隣接する東側の用地の購入を予定しています。具体的な計画は今後、検討を進めてまいります。高規格道路芸西西インターチェンジという村の玄関口の好立地であり、魅力的な施設を目指して取り組みを進めてまいります。

また、ふるさと納税クラウドファンディングの「畜産加工場整備」と「四国一眺めの良いハンバーガーショップ建設」のプロジェクトが来年度中に事業完了の見込みとなっており、完成後の経済効果や村のイメージアップに期待をしております。

教育施設集約化事業は本年度、関係者での協議を経て、校舎配置の素案ができましたので、基本設計に着手する予定となっており、より良い教育環境の整備を着実に進めてまいります。

議会から提案のありました、議員報酬の改定は、特別職報酬等審議会での審議の結果、答申がありましたので、今回、報酬引き上げの改正条例議案を提案しております。

8月には村議会議員選挙が行われますので、議員のなり手不足解消や、議員活動活性化、村民の議会への関心向上につながる事を願っております。

令和6年度決算公表の財政状況は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による4つの財政指標のうち、標準的な収入に対する借金返済額の比率を表す「実質公債費比率」は8.0%で、前年度より0.6ポイントの減となっています。これは、令和6年度から公営企業会計が法適用されたことに伴い、地方債の償還財源に充てたと認められる繰入金減少が要因です。令和7年度は8.6%と試算しており、県内町村平均を上回る予想ですが、繰上償還等を行い比率の上昇抑制を図ることとしています。

現在進めている教育施設集約化等により、起債償還が順次発生し、今後も厳しい財政運営が予想されるため、より一層の歳出削減と効率的な行政運営に努めてまいります。

令和8年度当初予算額は62億1700万円で、前年比6億6400万円(12.0%)の増となっております。主な要因は、集出荷場高度化整備支援補助金1億8761万円、情報発信拠点用地購入費9151万円や、ふるさと納税の寄附見込額等が増となったためです。また、本村が大きく依存している地方交付税は、総務省から公表された令和8年度地方財政計画において、前年比6.5%増となっており、本村でも増額が見込まれるところです。

起債は、公共事業等債、公共施設等適正管理推進事業等で起債の発行に約1億7150万円を見込んでおり、前年比6270万円(26.8%)の減となっております。今後も計画的な事業実施や、国・県の補助金など有利な財源を確保し、財政指標を注視しながら、財政健全化に向けた後年度負担の軽減に努めてまいります。

補正予算の主な事業としまして、住基システム及び戸籍附票システムの改修費等を計上し、定額減税補給付金(不足額給付)事業、住宅取得支援事業等は、事業費確定のため減額しています。

本年4月1日付けの新規採用職員は、昨年12月議会で保育士の採用予定者を決定したことをご報告しまし

たが、採用予定者から辞退の申し出がありました。一般事務職については、3月1日に最終試験を実施し、採用予定者を決定しました。

国民健康保険税は、令和8年度から「子ども・子育て支援金分」の賦課・徴収が開始されることを踏まえ、周知と円滑な事務執行に取り組んでまいります。

選挙は、8月21日に任期満了となる村議会議員選挙に必要な予算を計上しております。3月2日の村選挙管理委員会において、8月4日告示、8月9日投開票に決定し、立候補予定者説明会を6月末頃に開催予定としております。また、令和9年4月に任期満了となる高知県議会議員選挙のための予算を計上しております。

消防関係は、年末特別警戒や消防団初午行事、火災予防パレードで火災予防の呼びかけを行いました。また初午行事は、例年行っていた駅伝にかえて、和食駅南側広場及び海岸で放水訓練を実施し、消防団員の実践的能力の向上を図りました。

防災対策は、近年の災害対応の知見を踏まえ、実効性の高い防災体制を整備するため、地域防災計画を改訂中です。3月中に防災会議に諮り、承認をいただきましたら、ホームページ等で周知してまいります。

事前復興計画策定事業は、2月に第1回復興まちづくり協議会を開催し、委員の皆さまと今後の方針及びスケジュールについて確認しました。来年度は、関係団体等と議論を重ね、住民の皆さまにご意見をいただきながら、計画の策定を進めてまいります。

ふるさと納税は、1月末時点で寄附額は15億8992万円で前年比102.2%となっています。事業者と連携して返礼品のブラッシュアップを行い、引き続き寄附額増に努めてまいります。

クラウドファンディングは、有限会社響屋の「ひびきの杜プロジェクト」が採択され、ポータルサイトへの掲載作業を進めています。

集落活動センターげいせいは、2月2日の南国土佐観光びらきに出展し、白玉糖を使ったお菓子を広くPRしてまいりました。

メルキュール高知土佐リゾート&スパで昨年12月1日から本年1月12日まで開催しました「竹灯りの宵」は、延べ3543人の方にお越しいただきました。

げいせい桜まつりは、3月19日から4月5日までの期間開催とし、夜間のライトアップと昼間はキッチンカーの誘致を行います。

9月1日から12月31日まで実施した「芸西村を巡るデジタルスタンプラリー」は、延べ941人に村内観光スポットを訪問いただきました。

映画やドラマ・アニメなどのロケ地を通じて地域の魅力発信や観光振興に貢献した事例を評価する「第16回ロケーションジャパン大賞」において、連続テレビ小説「あんぱん」に関する取り組みが認められ、高知県、南国市、香美市、香南市、芸西村が合同で準グランプリを受賞し、2月19日に東京で開催された授賞式に参加しました。今回の受賞を契機として更なる魅力発信に努めてまいります。

12月21日に村内の観光資源であるKochi 黒潮カントリークラブで開催した婚活イベントには16人が参加し、ゴルフ体験などを通じて親睦を深めました。

来年度は、若年者の結婚に伴う引っ越しや住宅賃貸借費用等を補助する結婚新生活支援事業を新たに実施し、結婚しやすい環境づくりを推進します。

来年度は、経済センサスが予定されています。6月1日が基準日で5月中に対象となる事業所等に調査員がお伺いしますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

来年度、村民の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通計画を策定します。また、高知東部交通の安芸行の和食バス停待合所を新設し、利便性の向上を図ります。

来年度から、ベビーシート・チャイルドシート・ジュニアシートの購入補助限度額を引き上げ、子育て世代の経済的負担軽減を図ります。

令和7年1月16日から開始した、住民票と印鑑証明書のコンビニ交付サービスの利用状況は、2月末時点で住民票96通、印鑑証明書44通となりました。また、戸籍証明書の広域交付については、令和6年3月1日の制度開始から2月末までに608通を交付しました。今後もこれらの制度を、より多くの方に知ってもらえるよう、窓口でのご案内と併せて、広報誌やSNS等を活用し、継続して情報発信に努めてまいります。

第2香南くろしお園は、「分場げいせい」として平成18年6月から事業を開始し、障害や体調の状態から一般の就労が難しい方に、就労訓練や支援のサービスを行ってまいりました。しかしながら、昨今の物価高

騰や厚生労働省から示された報酬改定による減額実施等の厳しい経営環境から、3月31日をもって事業所を閉鎖し、4月からは香美市土佐山田町にある同じ法人施設内に移転・統合されるとお聞きしております。

母子保健機能と児童福祉機能を一体的かつ切れ目のない支援体制強化のため、子育て世代包括支援センターから移行し、「こども家庭センター」を4月に開設いたします。それに伴い、専門職の増員配置や村民会館相談室やロビー等を改修し、来所しやすい環境づくりにも努めてまいります。

本年度からスタートしました、芸西村の家での産後ケア事業は大変好評であり、来年度は実施回数を増やし、居場所づくりや親子交流を目的とした「交流型産後ケア」も開催いたします。

特定健診・がん検診事業の一部につきましては、利便性向上のため、10月頃から従来の電話予約と併用し、WEB予約をスタートする予定です。

国は、4月から妊婦を対象にRSウイルス母子免疫ワクチンを定期接種化する予定であり、村でも準備を進めております。

物価高の影響を強く受けている子育て世帯の支援のため、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う重点支援地方交付金を活用し、児童手当対象児童に物価高対応子育て応援手当として、3月中旬頃から1人2万円の支給を開始いたします。

また同交付金を活用し、昨年7月に引き続き、生活支援地域振興券を交付いたします。今回の振興券は2種類で、村民1人当たり2万円分と、18歳以下の子どもに子育て世帯応援券として、追加で3万円分を交付いたします。3月中旬頃から、順次郵送にてお届けできるよう、準備を進めております。

生活支援体制整備事業の地域で支える仕組みづくりとして立ち上げたボランティア組織「ちょいボラ」は、本年度は2月末までに43件の活動実績がありました。

また、同事業から立ち上がった、自主サークル「健康マージャンかっぱクラブ」は、令和8年2月現在15人のメンバーが活動を継続しております。

12月にふれあいセンター等で消費者被害予防を目的とした「知っ得講座」を、産業振興課・安芸警察署と協働で開催し、51人の参加がありました。

3月は認知症キャラバンメイトによる「認知症サポーター養成講座」の開催を予定しております。

高齢者の介護予防活動やボランティア活動に対してポイントを付与するボランティアポイント（にっこりポイント）事業は、2月末時点で22名、1万9500ポイントの利用申請がありました。

11月に誕生した芸西村フレイルサポーターは、月1回サポーターが集まって学習会を開催しており、フレイル測定の練習や啓発のための教材づくりなど、来年度の活動の準備を進めています。

地籍調査事業は、和食乙地区の一筆地調査が完了し、前年度に調査した地区の閲覧作業を、2月2日から20日間実施しました。本年度は残りの測量業務を行い、年度内に完了予定です。来年度の調査地区は、残る和食乙地区を計画しており、同地区の調査完了を目指します。

移住促進関係は、12月14日、1月17日に東京・大阪で行われました移住相談会に出展しました。

人口減少対策として取り組んでおります、みらい育む奨学金返還支援は2月末時点で16件、みらい輝く住まい応援事業は2月末時点で3件の交付を決定しております。

来年度は、新たな人口減少対策の取り組みとして、若者の同窓会補助、移住交流サイトの利用、村のPR動画制作などに取り組みます。

村が所有者からお借りして移住者に貸出す移住促進住宅は、10年間の契約期間満了を迎え始めます。お借りした物件は、補修のうえ返却しますが、継続して活用を希望される方については、所有者の意向も確認しながら進めてまいります。また返却により、移住促進住宅は減少していきますので、村に貸していただける空き家の掘り起こしも進めてまいります。

農業振興は、園芸用ハウスリノベーション事業に取り組んだ農業者14件の環境制御機器整備や被覆資材導入が完了しました。

担い手確保育成支援は、県農業担い手育成センターで研修中の1名と新規就農後継者1名が、3月末に事業完了の見込みです。今後も就農状況の確認等を通じて、関係機関と協力し支援してまいります。

地域おこし協力隊の募集は、1月8日に協力隊オンライン説明会を開催し、5名の参加者に活動内容の説明等を行いました。

来年度の施設園芸関連の支援は、園芸用ハウス整備事業でレンタルハウス1件や流動化区分の中古ハウス改修を3件、燃料タンク対策事業で流出防止付き燃料タンク整備を10件予定しております。園芸用ハウス等

リノベーション事業では、環境制御技術導入支援を継続し、近年の夏場の高温対策として、新たに園芸品目高温対策事業による遮熱資材等の整備支援を行ってまいります。

また環境制御技術の向上等により、各農家の収穫量が向上したことで、JA集出荷場のピーマン選果機等の処理能力不足が生じております。選果機能の増強を図るため、国の補助事業を活用し、選果機等の整備支援に2か年で取り組む予定です。

新規就農者等担い手対策は、経営発展支援事業を活用し、研修終了後に就農する後継者に栽培に必要な設備の導入を支援いたします。担い手支援事業などにより、就農希望者の研修や就農直後の経営支援の取り組みを継続するほか、農業でのふるさとワーキングホリデー受け入れや、県外からの交通費を助成し、来村する機会を増やすなど担い手確保の取り組みを強化してまいります。

地域おこし協力隊員は着任してまもなく1年が経過します。地域での生活や農作業には慣れてきておりますが、会計年度任用職員としての勤務では、農業の実態と合わせることが難しいため、委託に切り替えることとします。

鳥獣対策は、被害防止施設としてワイヤーメッシュ柵設置の支援を計画しております。

農業委員会は、7月に委員の任期が満了となるため、広報や各地区への声かけなどにより周知し、募集を行ってまいります。

林業関係は、枯損松24本の伐倒駆除と松林下草刈りを実施しました。来年度は、森林環境譲与税を活用した新たな取り組みとして、ベビーギフトBOXにあわせて県産材の木のおもちゃの贈呈を計画しております。

水産関係は、2名の漁業後継者が取り組んでいます漁家子弟支援事業を継続してまいります。今後も高知県漁協など関係団体と協力し、支援に取り組んでまいります。

商工関係は、2月に下半期として6事業者に対し、小規模事業者経営改善資金の利子補給支援を行いました。来年度も経営改善資金利子補給支援のほか、商工会が実施する伴走型小規模事業者支援推進事業等の取り組みに協力し、支援を行ってまいります。

村営住宅関係は、村松・野神1・正路ケ芝・琴ノ浦の各団地で白蟻予防を実施しました。

来年度は、村松・野神団地1の補修工事、老朽化しているウサイ谷団地の樋や雨戸の交換工事を計画しております。各住宅とも劣化が進み、設備の高騰や修繕費の増加など管理費が増しておりますが、適正な管理に努めてまいります。

一般住宅地震対策は、2月末時点で耐震設計15件、耐震改修23件、ブロック塀改修5件、瓦屋根診断4件、瓦屋根改修4件の補助を決定しております。

来年度は、従来の耐震対策に加えて、耐震性の低い住宅の除却支援に取り組めます。老朽度は低いが、活用の見込みがなく除却を希望する声もあるため、除却を支援することで震災時の避難路を塞ぐリスクを低減し、空き地の有効利用につながることを期待しております。

土木関係は、サンシャイン芸西店周辺の村道と食馬ノ上線の側溝改修工事と100か所の道路橋点検委託業務が完成しました。芸西青果市場南の村道春田屋敷線の道路拡幅工事は、3月完成予定で進めております。

本年度、国の交付金を要望しておりました極楽団地西の村道赤野線道路拡幅工事、旧琴ヶ浜消防屯所東の村道島線道路拡幅工事と両円線側溝整備工事、芸西西インター東の村道江尻線道路拡幅設計委託は、12月に交付金を受けられる見込みとなり、それぞれ発注しました。

来年度は、村道、橋梁、河川・排水路等の土木施設の新設、改良、補修を行い、適正な維持管理や利便性の向上を図るとともに、治水対策や高規格道路関連事業、和食ダム周辺整備についても関係機関と連携し、事業を進めてまいります。

道路の維持管理は、老朽化が進み補修が必要となっている村道江尻線2工区、西分ほ場トイレ北の村道長谷線舗装改修、下中部落の村道畠中線と村道正路1号線の側溝改修工事を予定しております。

新設改良事業は、国の交付金を活用して本年度に引き続き、極楽団地西の村道赤野線道路拡幅工事、下中部地区の村道踊堂線と村道北組1号線の道路拡幅測量設計委託を予定しております。

治水関係は、2月の農林水産省との意見交換の際に、和食川下流域の排水ポンプ増設について、必要性及び事業採択に向けた要望活動を行いました。排水ポンプ増設は、県営事業で進めることとしており、来年度は、浸水エリアの広い西分地区の調査設計を予定しております。今後も安芸農業振興センターと連携し、排水ポンプの機能強化に取り組んでまいります。

10月には洪水調整機能をもつ和食ダムが完成しましたので、和食ダム管理者である高知県と連携し、情報

交換を行いながら治水対策に取り組んでまいります。

前年度から進めておりました和食導流堤の放水路内の砂を除去するためのブルドーザーが、来年度納入見込みとなりましたので、関連予算を計上しております。

農業土木関係は、長寿命化計画に基づき、補助事業を活用しながら水利組合の用水路補修を行うほか、老朽化が進んでおります馬ノ上の農道1-10号線の舗装改修を予定しております。

県の和食ダム事業は、ダム直下の護岸工事と駐車場整備が完成しております。来年度は、ダム周辺の管理道整備を行う予定と伺っております。本年度末に和食ダム事務所が撤退しますが、所管となる芸芸土木事務所と連携して、村が行うダム周辺整備を進めてまいります。

高規格道路整備は、西分地区の地盤改良やアゾウ谷川の付け替え工事が完成しました。来年度は、芸西インターの西の上部工や西分地区、和食地区の地盤改良が予定されていると伺っております。

学校教育は、発達障害のある幼児・児童・生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制を構築するため、7年度から8年度まで文部科学省の「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」の委託を受けております。特別支援教育を基盤に据えた保育所、幼稚園、小学校、中学校合同の研修等を充実させ、各教育機関等の連携を図るとともに、教職員の子どもの見取る力を育み、発達障害のある子どものみならず、全ての子どもたちの不安や悩みに寄り添うことができるよう、そして子ども同士が助け合える関係を構築できるよう指導を行い、子どもたちがそれぞれに活躍できることを目指してまいります。

子育て世帯への支援として行っております高校生等の公共交通機関利用への通学費助成は、来年度から補助上限額を撤廃し、定期券額面の半額補助といたします。また学校給食費は、本年度から小学生、中学生についても全額免除としております。

保育所・幼稚園は、出勤管理等の事務作業を担う事務職員を引き続き配置し、保育士や幼稚園教諭が園児や保護者への対応により一層専念し、園児が元気に過ごせるよう努めてまいります。また保育所には看護師を配置し、感染症対策等に関する保護者からの相談対応や子どもたちの衛生・健康管理に努めております。

教育施設集約化事業は、幼稚園南側の土地を購入しました。また12月21日に3回目の住民説明会、2月7日に小学校及び中学校で、2月17日には幼稚園で保護者を対象に説明会を行いました。来年度は、地質調査費及び測量実施設計費並びに建築基本設計費等関連経費を計上しており、引き続き検討委員会で協議を重ねながら、防災対策にも留意しつつ進めてまいります。

社会教育は、12月のミニ門松づくりは22人、1月2日の成人式は31人の新成人が、1月10日の新春タコの山のぼりは約55人、1月17日の新春凧揚げ大会は約30人に参加をいただきました。

文化資料館・筒井美術館は、1月17日から2月15日まで、企画展「芸西村・新春ものづくり展」を開催し、3月22日から5月10日まで「和食ダム完成記念展」を予定しております。

国民健康保険は、被保険者の減少や地域経済の厳しい状況により、保険税収入の確保が難しい状況が続いています。

生活習慣病に起因する疾病は、長期化・重症化傾向で、高医療費の要因ともなり、患者本人や家族の体力的・精神的・経済的にも負担が増えることから、保健師等による早期介入事業も継続して行います。

本年度は、高知県国民健康保険団体連合会との共同事業により、対象者の特性に応じた受診勧奨通知や事業効果分析等を行い、受診率向上を図るとともに、健康意識の向上につながるよう、健診後のフォローにも力を入れました。

受診勧奨として、健診標語コンクールの表彰作品で作成したのぼり旗を村内の商業施設等に設置させていただきました。また、庁舎正面玄関には、特定健診の受診率を掲示するパネルを設置し、より多くの方が目にするにより、受診率の向上を期待しています。

村の医療費は、近年1人当たり医療費は減少傾向ですが、高医療費対策として、後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知や、医療費通知、服薬情報の通知を継続し、引き続き健診受診率の向上に取り組んでまいります。

介護保険事業は、介護サービスの利用者が年々増加傾向にありますが、5年度に見直しました第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画で策定した給付費等の見込み額とほぼ同水準で推移しております。引き続き、給付費の最適化を図りながら事業を進めてまいります。

来年度は、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた保険料額の設定など、策定委員会で議論を進めてまいります。

後期高齢者医療は、高齢者の健康維持を図るため、対象者に健康診査や歯科健診の受診券の事前配布を行いました。今後も、健康年齢の引き上げ、医療費抑制・削減のため、疾病の早期発見・早期治療を目的に、引き続き健診受診率の向上に取り組むとともに、後期高齢者医療広域連合と連携して後期高齢者医療の円滑な運営に努めてまいります。

住宅新築資金等特別会計は、償還計画により順調に償還が進んでおります。引き続き、未収額の減少に努めてまいります。

簡易水道事業は、老朽化が進んでおりました長谷送水管、村松団地の南の配水管布設替え工事が完成しました。

本年度は、梅雨明けも早く、夏以降の降雨も少なかったため、水道用水確保のため、関係者にご協力いただきながら農業用水の放流を行うとともに、和食ダム事務所と連携して試験的にダム放流量を調整しながら、水道用水の確保に努めております。

来年度は、耐震化、老朽化対策として、城本配水池新設及び長谷地区配水管布設替え工事を予定しております。また水道施設等の異常を早期に把握できるよう、井ノ本水源池や馬ノ上、城本、長谷配水池の水位及び機器の運転状況をリアルタイムで監視できる中央管理システムを導入し、適切な管理運営の強化に取り組んでまいります。

今後も水道施設の耐震化、老朽化対策、漏水対策、水道管破損などにおける緊急対応などに取り組み、水道水が安定して供給できるよう努めてまいります。

下水道事業は、浄化センターや中継ポンプ場などの適正管理のため、日々の点検や修繕箇所への早期の対応など、安定した施設運営に努めております。

来年度は、ストックマネジメント計画に基づいた設備改修に取り組んでまいります。主なものは、松原中継ポンプ場の更新や7年度から9年度までの芸西浄化センターの汚水最終沈殿池などの水処理設備の改修を予定しております。

今後も適切な維持管理や国の補助事業を活用したストックマネジメント事業による下水道機能の確保と施設の適正管理に取り組んでまいります。

本議会に提案しました議案は、専決予算1件、条例6件、補正予算4件、当初予算7件の合計18件です。議案の詳細は、担当課長等に説明させますので、ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 仙頭 一貴 議長

以上で、村長の施政方針の表明並びに提案理由の概略説明を終わります。

《日程第3》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第3、議案第1号から議案第18号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

おはようございます。議案第1号令和7年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認についてを説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1ページをお願いいたします。

令和7年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ745万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4074万9千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

55款5項、国庫負担金203万円増。

60款15項、県委託金300万円増。

75款5項、繰入金242万円増。

歳入合計745万円の増となります。

3ページをお願いいたします。

歳出。

10款20項、選挙費541万8千円増。

15款10項、児童福祉費203万2千円増。

歳出合計745万円の増となります。

今回の補正予算は、衆議院の解散に伴い2月8日に投開票が行われることとなったため、選挙の執行に要する予算、及び1月の臨時議会で予算計上いたしました児童1人当たり2万円を支給する物価高対応子育て応援手当のうち、公務員分の経費について専決処分とさせていただきます。以上です。

続きまして、議案第2号芸西村犯罪被害者等支援条例について説明いたします。

本件は、平成17年4月に犯罪被害者等基本法が施行され、国・県・市町村について地方公共団体の責務が定義されました。これに伴い、高知県におきましても令和2年4月1日より高知県犯罪被害者等支援条例が施行されております。

本村におきましても、犯罪被害者等の尊厳が守られ、その権利・利益が適切に保護されることを基本として、村の責務や関係機関との連携、相談体制の整備、二次被害の防止、村民及び事業者の理解促進など、必要な基本事項を定め、犯罪被害者等の生活の再建と地域の安全安心に資する目的として制定するものです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

議案第3号芸西村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について説明します。

生後6か月から満3歳未満の保育所などに通っていない子どもを養育している家庭が、保護者の就労要件を問わず利用することができる新たな通園制度、通称「こども誰でも通園制度」を来月から実施する予定です。その事業を実施するに当たり、子ども・子育て支援法に基づく事業者の体制等の運営基準を定めるものになります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

議案第4号議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正に当たりまして、議員報酬の月額について、特別職報酬等審議会へ諮問を行いました。審議会では、近年の社会経済情勢の変化、議会活動に求められる職責及び他団体との状況等を踏まえて慎重に協議がなされ、その結果としての答申をいただきました。本案は、この答申を尊重し、別表に定める報酬月額を改正しようとするものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日から施行いたしますが、適用につきましては次回の一般選挙により選出される芸西村議会議員の任期開始日からとし、併せて所要の経過措置を定めております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第5号芸西村火災予防条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、林野火災の予防の実効性を高めることを目的に、林野火災注意及び林野火災警報の的確な発令について、国の示した火災予防条例改正例に準じて所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、火災に関する警報は消防法第22条の第3項に基づく警報であることを明確化するとともに、火災警報発令中の屋内での裸火使用に係る制限については、住宅環境の変化を踏まえ、当該規定を削除いたしました。次に、気象条件に応じて、林野火災注意報または林野火災警報を発令できる仕組みを整え、発令時には火の使用制限に従うよう努めなければならない旨を規定しております。加えて、火災と紛らわしい煙等を発する恐れのある行為に、たき火が含まれることを明確にしました。以上が主な改正内容です。ご審議のほどよろしく願います。

○ 仙頭 一貴 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。議案第6号芸西村火入れに関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例改正は、気象庁が発表する注意報の種類が、異常乾燥注意報から乾燥注意報に変更しており、林野火災注意報及び林野火災警報を加えるよう条例を改めるものです。ご審議のほどよろしく願います。

○ 仙頭 一貴 議長
池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

議案第7号芸西村地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について説明します。

本改正は、芸西村地域公共交通会議において地域公共交通計画に関する協議を行うため、条例の一部を改正するものです。

地域公共交通計画は、高知県が全市町村に対し策定を推進しているもので、本村においても持続可能な地域公共交通の確保に向けた計画策定に取り組むに当たり、根拠法令と協議事項を追加し、委員を増員する内容です。ご審議のほどよろしく願います。

○ 仙頭 一貴 議長
長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

議案第8号令和7年度芸西村一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。1ページをお願いいたします。

令和7年度芸西村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億2651万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1423万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第5表地方債補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

15 款 5 項、利子割交付金 49 万 6 千円増。

16 款 5 項、配当割交付金 13 万 1 千円減。

17 款 5 項、株式等譲渡所得割交付金 99 万 8 千円増。

18 款 5 項、地方消費税交付金 436 万 2 千円増。

19 款 5 項、法人事業税交付金 9 万 4 千円減。

20 款 5 項、ゴルフ場利用税交付金 123 万 2 千円増。

31 款 5 項、環境性能割交付金 34 万 5 千円減。

45 款 10 項、負担金 43 万 9 千円減。

55 款 5 項、国庫負担金 123 万 6 千円増。児童手当の増額が主なものです。

10 項、国庫補助金 318 万 1 千円減。こちらは物価高騰対応重点支援交付金の減額によるものです。

60 款 5 項、県負担金 561 万 5 千円減。児童手当の減額によるものです。

10 項、県補助金 601 万 5 千円減。各補助事業の事業費確定による減額です。

65 款 5 項、財産運用収入 1092 万 3 千円増。各基金の利子額の増額によるものです。

70 款 5 項、寄附金 5000 万円減。ふるさと納税寄附金の減額によるものです。

75 款 5 項、繰入金 1 億 8412 万 2 千円減。財政調整基金繰入金などの減額です。

85 款 3 項、延滞金、加算金及び過料 340 万円増。災害復旧支援金貸付金の増額によるものです。

10 項、貸付金元利収入 7 万 7 千円増。

15 項、雑入 120 万円減。

90 款 5 項、村債 9810 万円減。こちらは教育施設集約化事業に関する起債の減額が主なものとなります。

以上、歳入合計 3 億 2651 万 8 千円の減額となります。

4ページをお願いいたします。

歳出。

5 款 5 項、議会費 238 万 5 千円減。報酬、旅費などの減額によるものです。

10 款 5 項、総務管理費 3720 万円減。基幹系システム使用料などの減額によるものです。

10 項、徴税費 439 万円減。委託費などの減額によるものです。

15 項、戸籍住民基本台帳費 209 万 4 千円減。こちらは人件費などの減額及び戸籍住基システム改修の増額によるものです。

25 項、統計調査費 215 万 9 千円減。報酬などの減額によるものです。

30 項、徴税費 30 万円減。

35 項、企画費 3415 万 9 千円減。ふるさと納税各補助事業の確定による減額です。

15 款 5 項、社会福祉費 781 万 8 千円減。介護保険会計繰出金などの減額によるものです。

15 項、児童福祉費 2641 万 1 千円減。会計年度任用職員の報酬などの減額によるものです。

20 款 5 項、保健衛生費 429 万 7 千円減。事務組合負担金などの減額によるものです。

10 項、清掃費 30 万 6 千円減。

25 款 5 項、農業費 1017 万 7 千円減。各補助事業の確定による減額です。

10 項、林業費 226 万 6 千円減。こちらも各補助事業の確定による減額です。

15 項、水産業費 20 万 1 千円減。

30 款 5 項、商工費 11 万 7 千円減。

35 款 5 項、土木管理費 90 万 2 千円減。

10 項、道路橋梁費 1000 万円減。道路改良工事費などの減額によるものです。

15 項、河川費 110 万円減。こちらは需用費の減額です。

20 項、住宅費 38 万 8 千円減。

40 款 5 項、消防費 282 万円減。補助金の減額が主なものです。

45 款 5 項、教育総務費 9218 万 6 千円減。委託費の減額が主なものです。

10 項、小学校費 503 万 4 千円減。会計年度任用職員の手当などの減額です。

15 項、中学校費 258 万 9 千円減。会計年度任用職員の報酬などの減額です。
20 項、幼稚園費 254 万 9 千円減。こちらも会計年度任用職員の報酬などの減額が主なものです。
25 項、社会教育費 694 万 9 千円減。電気料などの減額によるものです。
30 項、保健体育費 333 万 8 千円減。委託費などの減額によるものです。
55 款 5 項、公債費 2060 万円減。こちらは償還費の減額です。
60 款 10 項、基金費 4378 万 3 千円減。基金への積立金の減額です。
以上、歳出合計 3 億 2651 万 8 千円の減額となります。
7 ページをお願いいたします。

第 3 表繰越明許費。

10 款 15 項、社会保障・税番号制度システム整備 110 万 8 千円。
10 款 15 項、戸籍附票システム改修業務（旧氏対応）203 万 3 千円。
10 款 35 項、事業者支援事業 4 億 3706 万円。
15 款 5 項、芸西村生活支援地域振興事業（第 2 号）8875 万円。
15 款 5 項、税制改正に対応するための国民年金事務システム改修 57 万 2 千円。
15 款 10 項、物価高対応子育て応援手当支給事業 1000 万円。
25 款 5 項、農業水路等長寿命化事業 1700 万円。
35 款 5 項、長谷地区急傾斜地対策事業負担金 72 万円。
35 款 10 項、緊急自然災害防止対策工事 450 万円。
35 款 20 項、住宅耐震化促進事業 694 万 8 千円。
35 款 20 項、地震対策空き家改修事業 1630 万円。
45 款 5 項、教育施設集約化事業 1730 万円。
以上が繰越予定の事業となっております。
8 ページをお願いいたします。

第 5 表地方債補正。

1、変更。

起債の目的。

公共事業等、補正前限度額 3380 万円、補正後限度額 3300 万円。
教育福祉施設等整備事業、補正前限度額 3060 万円、補正後限度額 3040 万円。
一般単独事業、補正前限度額 1 億 6890 万円、補正後限度額 7180 万円。
起債の方法、利率、借入先、償還の方法については変更ありません。
以上が令和 7 年度一般会計補正予算となります。

補正予算の詳細につきましては、9 ページ以降の事項別明細書の説明書に記載しておりますので、ご確認
いただきますようお願いいたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長
荒井健康福祉課長。

○ 荒井 祐輔 健康福祉課長

おはようございます。議案第 9 号を説明します。1 ページをご覧ください。

令和 7 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 33 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入
歳出それぞれ 7 億 7972 万 8 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第
1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

23 款 15 項、県補助金 33 万円減。
歳入合計 33 万円の減となります。

3 ページをご覧ください。

歳出。

5 款 10 項、徴税費 33 万円減。

合計 33 万円減となります。

本補正予算は、子ども・子育て支援法改正に対応するシステム改修作業完了に伴う不用額の減額となっております。なお詳細につきましては、事項別明細書のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 10 号を説明します。1 ページをご覧ください。

令和 7 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 436 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 9875 万 5 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

20 款 5 項、国庫負担金 10 万円増。

45 款 5 項、一般会計繰入金 460 万 4 千円減。

10 項、基金繰入金 14 万円増。

歳入合計 436 万 4 千円減となります。

3 ページをご覧ください。

歳出。

5 款 5 項、総務管理費 460 万 4 千円減。

10 款 10 項、介護予防サービス等諸費 10 万円増。

40 款 5 項、償還金及び還付加算金 14 万円増。

歳出合計 436 万 4 千円減となります。

本補正予算は、職員給与の変更とサービス給付費の見込みに伴う変更が主なものです。なお詳細につきましては、事項別明細書のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

議案第 11 号令和 7 年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

1 ページをお願いします。

令和 7 年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115 万 5 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

25 款 5 項、貸付金元利収入 10 万円の減。

続いて歳出になります。

99 款 99 項、予備費 10 万円の減です。

今回の補正予算は、歳入では見込んでおりました住宅新築資金等償還金を減額し、歳出は予備費を減額するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

暫時、休憩します。

〔休憩 10:00〕

○ 仙頭 一貴 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔再開 10:10〕

村長より施政方針の訂正の申し出があります。これを許します。

松本村長。

○ 松本 巧 村長

先ほどの施政方針につきまして一部修正がございますので、ご報告をさせていただきます。

21 ページの施政方針の中で、「県の和食ダム事業は、ダム直下の護岸工事と駐車場整備が完成しております」ということで報告させていただきましたが、正しくは「ダム直下の護岸工事は完了しております。駐車場整備につきましては、4月末現在で工事を進めている状況のようでございます」ので、おわびして訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○ 仙頭 一貴 議長

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

議案第 12 号令和 8 年度芸西村一般会計予算について説明いたします。1 ページをお願いします。

令和 8 年度芸西村一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 62 億 1700 万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第 4 表債務負担行為による。

地方債。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 5 表地方債による。

一時借入金。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算。

歳入。

5 款 5 項、村民税 1 億 5562 万 1 千円。

10 項、固定資産税 1 億 8098 万 8 千円。

15 項、軽自動車税 1675 万 7 千円。

20 項、たばこ税 4100 万円。

30 項、入湯税 1740 万円。

10 款 15 項、自動車重量譲与税 1694 万 5 千円。
20 項、森林環境譲与税 517 万 9 千円。
15 款 5 項、利子割交付金 125 万 6 千円。
16 款 5 項、配当割交付金 262 万 5 千円。
17 款 5 項、株式等譲渡所得割交付金 418 万 3 千円。
18 款 5 項、地方消費税交付金 1 億 1217 万 6 千円。
19 款 5 項、法人事業税交付金 563 万円。
20 款 5 項、ゴルフ場利用税交付金 3435 万 1 千円。
31 款 5 項、環境性能割交付金 2 万 3 千円。
33 款 5 項、地方特例交付金 785 万 3 千円。
35 款 5 項、地方交付税 13 億 6800 万円。
40 款 5 項、交通安全対策交付金 50 万 7 千円。
45 款 10 項、負担金 198 万 9 千円。
50 款 5 項、使用料 3673 万 6 千円。
10 項、手数料 1150 万 3 千円。
55 款 5 項、国庫負担金 1 億 5462 万 4 千円。
10 項、国庫補助金 1 億 1109 万 1 千円。
15 項、国庫委託金 173 万 7 千円。
60 款 5 項、県負担金 8471 万円。
10 項、県補助金 4 億 4471 万 9 千円。
15 項、県委託金 702 万 7 千円。
65 款 5 項、財産運用収入 2687 万 6 千円。
10 項、財産売払収入 41 万 1 千円。
70 款 5 項、寄附金 19 億 230 万円。
75 款 5 項、繰入金 12 億 3775 万 7 千円。
80 款 5 項、繰越金 2000 万円。
85 款 3 項、延滞金、加算金及び過料 32 万円。
5 項、預金利子 97 万 7 千円。
10 項、貸付金元利収入 928 万 5 千円。
15 項、雑入 2294 万 4 千円。
90 款 5 項、村債 1 億 7150 万円。
歳入合計 62 億 1700 万円となります。
6 ページをお願いいたします。
歳出です。
5 款 5 項、議会費 5757 万円。
10 款 5 項、総務管理費 4 億 6493 万 4 千円。
10 項、徴税費 5083 万 7 千円。
15 項、戸籍住民基本台帳費 3932 万 4 千円。
20 項、選挙費 1290 万 5 千円。
25 項、統計調査費 9775 万 1 千円。
30 項、監査委員費 126 万 8 千円。
35 項、企画費 13 億 5433 万 6 千円。
15 款 5 項、社会福祉費 5 億 9508 万 6 千円。
10 項、児童福祉費 2 億 6626 万 8 千円。
15 項、災害救助費 15 万円。
20 款 5 項、保健衛生費 3 億 1450 万 4 千円。
10 項、清掃費 5989 万円。
25 款 5 項、農業費 4 億 1827 万 9 千円。

10 項、林業費 1294 万 6 千円。
15 項、水産業費 453 万 6 千円。
30 款 5 項、商工費 290 万円。
35 款 5 項、土木管理費 4697 万円。
10 項、道路橋梁費 1 億 2470 万円。
15 項、河川費 8632 万 3 千円。
20 項、住宅費 9219 万 6 千円。
25 項、公共下水道費 1 億 3943 万円。
40 款 5 項、消防費 1 億 7750 万円。
45 款 5 項、教育総務費 1 億 7738 万 6 千円。
10 項、小学校費 5999 万 2 千円。
15 項、中学校費 4918 万 1 千円。
20 項、幼稚園費 8911 万 4 千円。
25 項、教育社会教育費 9168 万 7 千円。
30 項、保健体育費 1 億 502 万 8 千円。
55 款 5 項、公債費 2 億 8764 万 8 千円。
60 款 10 項、基金費 9 億 3107 万 2 千円。
99 款 99 項、予備費 528 万 9 千円。
歳出合計 62 億 1700 万円となります。
9 ページをお願いいたします。

第 4 表、債務負担行為。

事項、教育施設集約化建築基本設計委託、期間令和 8 年度から令和 9 年度、限度額 7370 万円。
教育施設集約化建築基本設計技術支援委託、令和 8 年度から令和 9 年度、限度額が 259 万円となります。
10 ページをお願いいたします。

第 5 表、地方債。

起債の目的。公共事業等、限度額 3000 万円。教育・福祉施設等整備事業、限度額 2480 万円。一般単独事業、限度額 1 億 1670 万円。

以上合計 1 億 7150 万円となります。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率 5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

借入先、政府資金その他。

償還の方法。1、政府資金・県資金及び機構資金については、資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができます。

以上、令和 8 年度一般会計予算につきまして、前年度比 6 億 6400 万円増の 62 億 1700 万円となっています。

一般会計予算に関する詳細な説明は差し控えさせていただきますが、前年度との款ごとの予算比較につきましては 11 ページ以降の事項別明細書、また節ごとの詳細につきましては 14 ページ以降の事項別明細書の説明書をご覧くださいと思います。なお、参考資料といたしまして、令和 8 年度予算新規事業等の概要をまとめた資料を用意しておりますので、併せてご覧くださいようお願いいたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長
荒井健康福祉課長。

○ 荒井 祐輔 健康福祉課長
議案第 13 号を説明します。1 ページをご覧ください。
令和 8 年度芸西村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4140万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。2、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間での流用。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算。

歳入。

5款5項、国民健康保険税1億6319万6千円。

10款5項、手数料1千円。

23款15項、県補助金5億1968万1千円。

30款5項、繰入金5771万8千円。

40款3項、延滞金、加算金及び過料5万円。

5項、雑入60万円。

45款5項、財産運用収入15万4千円。

歳入合計7億4140万円となります。

3ページをご覧ください。

歳出。

5款5項、総務管理費2290万5千円。

10項、徴税費245万2千円。

15項、運営協議会費6万2千円。

10款5項、療養諸費4億2468万9千円。

10項、高額療養費7220万円。

15項、移送費1万円。

20項、葬祭諸費36万円。

25項、出産育児一時金300万円。

11款5項、医療給付費分1億2914万7千円。

10項、後期高齢者支援金等分4433万4千円。

15項、介護納付金分1523万4千円。

20項、子ども・子育て支援納付金制度分429万4千円。

25款3項、特定健康診査等事業費664万3千円。

5項、保健事業費1256万1千円。

30款5項、公債費、こちら4ページになりますけど、5万円。

35款5項、償還金及び還付加算金30万円。

15項、基金費15万4千円。

99款99項、予備費300万5千円。

歳出合計7億4140万円となります。

令和8年度当初予算につきましては、歳入では県支出金の減、歳出では保険給付費の減により、前年比約2400万円の減となっております。令和12年度の保険料水準の県下統一に向け、引き続き赤字運営の早期解消に取り組むとともに、医療費の適正化、特定健診の受診率向上、生活習慣病重症化対策、予防事業等に取り組んでまいります。なお詳細につきましては、事項別明細書のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、議案第14号を説明いたします。1ページをご覧ください。

令和8年度芸西村介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8100万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。1、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。2、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算。

歳入。

5款5項、介護保険料1億1040万円。

15款10項、手数料4千円。

20款5項、国庫負担金9366万円。

10項、国庫補助金4143万7千円。

25款5項、支払基金交付金1億4701万8千円。

30款5項、県負担金8148万3千円。

15項、県補助金123万6千円。

35款5項、財産運用収入4万8千円。

45款5項、一般会計繰入金1億336万8千円。

10項、基金繰入金100万円。

60款5項、延滞金、加算金及び過料3万円。

3ページをご覧ください。

20項、雑入131万6千円。

歳入合計5億8100万円となります。

歳出。

5款5項、総務管理費2426万1千円。

15項、介護認定審査会費502万2千円。

25項、計画策定委員会12万3千円。

10款5項、介護サービス等諸費4億9053万円。

10項、介護予防サービス等諸費1156万円。

15項、その他諸費54万円。

20項、高額介護サービス等費1625万円。

22項、高額医療合算介護サービス等費182万円。

25項、特定入所者介護サービス等費1820万円。

25款5項、一般介護予防事業費229万8千円。

10項、包括的支援事業・任意事業費277万8千円。

15項、介護予防・生活支援等生活支援サービス事業費324万円。

20項、その他諸費2万2千円。

25項、高額介護予防サービス相当費5万円。

30款5項、基金積立金4万8千円。

5ページをご覧ください。

40款5項、償還金及び還付加算金20万円。

10項、繰出金50万円。

99款99項、予備費355万8千円。

歳出合計5億8100万円。

令和8年度当初予算につきましては、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の関連予算を計上し

ております。今後も地域包括支援センターとも連携し、ボランティアポイント交付事業やふれあいサポーター養成事業をはじめ、各種介護予防事業等に取り組み、介護保険料の抑制を目指します。なお詳細につきましては、事項別明細書のとおりです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第 15 号を説明します。

1 ページをご覧ください。

令和 8 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8950 万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

2 ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算。

歳入。

5 款 5 項、後期高齢者医療保険料 6321 万円。

10 款 5 項、手数料 1 千円。

20 款 5 項、一般会計繰入金 2616 万 9 千円。

30 款 5 項、延滞金、加算金及び過料 2 万円。

10 項、償還金及び還付加算金 10 万円。

歳入合計 8950 万円となります。

3 ページをご覧ください。

歳出。

5 款 5 項、総務管理費 530 万 4 千円。

10 款 5 項、後期高齢者医療広域連合納付金 8409 万 6 千円。

15 款 5 項、償還金及び還付加算金 10 万円。

歳出合計 8950 万円となります。

令和 8 年度当初予算につきましては、歳入では被保険者増の見込みによる増、歳出では医療費に伴う広域連合納付金が増となり、全体では前年比約 450 万円の増となっております。なお詳細につきましては、事項別明細書のとおりです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

議案第 16 号令和 8 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算についてご説明いたします。1 ページをお願いします。

令和 8 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 125 万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算。

歳入。

10 款 5 項、県補助金 13 万 5 千円。

25 款 5 項、貸付金元利収入 111 万 5 千円。

歳入合計 125 万円です。

続きまして歳出。

5 款 5 項、貸付事業費 18 万円。

20 款 5 項、繰出金 97 万 5 千円。

99 款 99 項、予備費 9 万 5 千円。

歳出合計 125 万円です。

令和 8 年度予算につきましては、歳入では住宅新築資金等貸付助成事業の補助金と貸付金元利収入、歳出では弁護士の相談委託料、一般会計への繰出金、予備費を計上しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。議案第 17 号令和 8 年度芸西村簡易水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

1 ページをお願いします

第 1 条、令和 8 年度芸西村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条から内容をご説明いたします。

第 2 条、業務の予定量につきましては、(1) 給水戸数 1707 戸、(2) 年間総給水量 61 万 3819 立方メートル、(3) 1 日平均給水量 1681 立方メートルとしております。こちらは令和 6 年度実績に基づく予定量としております。(4) 主な事業は、長谷地区送水・配水管布設替設計委託、中央監視システム整備工事、長谷配水管布設替工事、城本配水池新設工事、和食ダム負担金を予定しております。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入、第 1 款、簡易水道事業収益 1 億 5572 万 1 千円。内訳としまして、第 1 項の営業収益は 5658 万 5 千円で、主に水道料金でございます。第 2 項の営業外収益は 9908 万 6 千円で、一般会計補助金や消費税及び地方消費税還付金などがございます。第 3 項の特別利益は 5 万円で、過年度の水道料金の過誤納金の受入れ先でございます。

続きまして支出、第 1 款、簡易水道事業費用 1 億 1267 万 7 千円。内訳としまして、第 1 項の営業費用は 9018 万 2 千円で、主に電気料、修繕費、人件費、水質検査、水道システムなどの委託料でございます。第 2 項の営業外費用は 2144 万 5 千円で、企業債利息などがございます。第 3 項の特別損失は 5 万円で、過年度の水道料金の還付などに係る経費でございます。第 4 項の予備費は 100 万円としております。

2 ページをお願いします。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額としまして、収入、第 1 款、資本的収入 4 億 1780 万 2 千円。内訳としまして、第 1 項の企業債は 3 億 7450 万円で、主に建設改良費の企業債でございます。第 2 項の出資金は 4330 万 2 千円で、企業債償還金に係る一般会計からの出資金でございます。

続きまして支出、第 1 款、資本的支出 4 億 8218 万 1 千円。内訳としまして、第 1 項建設改良費は 4 億 1703 万 2 千円で、城本配水池新設工事など、第 2 条で説明しました主要な事業の費用でございます。第 2 項の企業債償還金は 6514 万 9 千円で、以前に行いました建設改良などの企業債の償還金でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する 6437 万 9 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び引継金で補てんするものとしております。

次に、第 5 条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、限度額を 3 億 7450 万円としております。

3 ページをお願いします。

第 6 条、一時借入金は限度額を 3 億円としております。

次の第 7 条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用と営業外費用、特別損失の間で流用ができることを定めております。

次の第 8 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費で 799 万 8 千円としております。

次の第 9 条、他会計からの補助金は、地方公営企業への繰出基準に基づく企業債支払利息や事業運営補助金としまして 4400 万円としております。

次の第 10 条、たな卸資産購入限度額は、水道メーターなどの貯蔵品等の購入に係る費用として 217 万 4 千円を定めております。

以下 4 ページから予算に関する説明資料を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第 18 号令和 8 年度芸西村下水道事業会計予算についてご説明をいたします。1 ページをお願いします。

第 1 条、令和 8 年度芸西村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条から内容をご説明いたします。

第 2 条の業務の予定量につきましては、(1) 計画処理人口 2860 人、(2) 年間総処理水量 35 万 7000 立方メートル、こちらは令和 6 年度実績に基づく予定量としております。(3) 主な建設改良事業は、芸西浄化センター改築更新工事と松原中継ポンプ場更新工事を予定しております。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出の予定額としまして、収入、第 1 款、下水道事業収益 1 億 9254 万 4 千円。内訳としまして、第 1 項の営業収益は 5215 万円で、主に下水道使用料でございます。第 2 項の営業外収益は 1 億 4038 万 4 千円で、一般会計補助金や消費税及び地方消費税還付金などでございます。第 3 項の特別利益は 1 万円で、過年度の下水道料金などの過誤納金の受入れ先でございます。

続きまして支出、第 1 款、下水道事業費用 1 億 8050 万 6 千円。内訳としまして、第 1 項の営業費用は 1 億 6535 万 6 千円で、浄化センターの維持管理委託料、電気料、マンホールポンプ場などの設備修繕費などでございます。第 2 項の営業外費用は 1464 万円で、企業債利息でございます。第 3 項の特別損失は 1 万円で、過年度の下水道料金の還付などに係る費用でございます。第 4 項予備費は 50 万円としております。

2 ページをお願いします。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額としまして、収入、第 1 款、資本的収入 2 億 6330 万円。内訳としまして、第 1 項の企業債は 9130 万円で、主に建設改良費の企業債でございます。第 2 項の出資金は 7000 万円で、企業債償還金などに対する一般会計からの出資金でございます。第 3 項の補助金は 1 億円で、ストックマネジメント事業の国庫補助金でございます。第 4 項の負担金は 200 万円で、下水道加入金の受益者負担金でございます。

続きまして支出、第 1 款、資本的支出 3 億 1320 万円。内訳としまして、第 1 項の建設改良費は 1 億 9100 万円で、主に下水浄化センター更新工事や松原中継ポンプ場更新工事でございます。第 2 項の企業債償還金は 1 億 2220 万円で、以前行いました建設改良等の企業債の償還金でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する 4990 万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

3 ページをお願いします。

第 5 条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、限度額を 9130 万円としております。

次の第 6 条、一時借入金は限度額を 2 億円としております。

次の第 7 条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用と営業外費用、特別損失の間で流用ができることを定めております。

次の第 8 条、他会計からの補助金は、地方公営企業への繰出基準に基づく企業債支払利息や事業運営費補助金としまして 6940 万円としております。

こちらも以下 4 ページから予算に関する説明資料を添付しておりますので、ご参照くださいますようよろしくお願いいたします。以上になります。

○ 仙頭 一貴 議長

以上で一括上程議案の説明を終わります。

《日程第 4》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 4、議案第 1 号令和 7 年度芸西村一般会計補正予算(専決第 1 号)の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第1号を採決します。
本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。
以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

《散会》

○ 仙頭 一貴 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[10:46 散会]